自動車臨時運行許可申請書 APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE									受付	作成	照合	交付			
注:裏面をよ〈読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して〈ださい。															
車 名 Maker of the vehicle															
	形 状 pe of Body	1 箱型 (Box-shaped)2 ステーションワゴン (Station Wagon)3 バン (Van)4 キャブオーバ (Cab-over)5 オートバイ (motorcycle)6 その他 (									<u> </u>				
車台番号 Serial No.								自動車損害賠償責任保険 Car Insurance							
運行の目的 Purpose		1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ( )				Name	会社名 e of Co. 書番号					保	険会社		
運行の経路 Route		4 その他(Offer)) ( 出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) 発着主要経路の地点名を記入してください。					首留写 her No.								
							:期間 rance	自(Fre	om)	令和	年	月	日		
		自 (From)	令和 年	月	日 ~			eriod	至(To	)	令和	年	月	日	
運行の期間 Service period		至(To)     令和     年     月     日     (     日間)       目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。     (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)					備	考							
裏面	面の注意事項	令和	年	月	日										
			<u>(宛先)</u> 戸田	市長											
		所 s Address					番号	標番号	埼・大	、宮	-	_	戸田	枚数 1 ・ 2	
申		たは名称 ame					許可	番号							
	法人の場合は 代表者名も 記入してください		(代表者) 電話 (Tel) ( )				許可	年月日	令和	年	月	日			
請						有効	) 期 間	令和	年	月日	丨~ 令和	年月			
Х	業 種 Type of industry		3 個人 (Perso	onal)	€ (Maintenance S	Services)	返納	年月日	令和	年	月	日			
	番号標受領者氏名·住所 Recipient name Applicant's Address		申請人と異な	る場合のみ記	$\lambda$		備	考							
							返納	期限			年	月	日ま	で	

注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。 (道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科せられます。 (道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1~3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。

- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に 印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ 印をつけてください。「4 その他」の場合は、( )内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。

(例 千代田区霞ヶ関~ 市~ 高速~ 市 区)

したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は 許可できません。

6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)してください。